

令和6（2024）年度第5回みよし市公平委員会次第

日 時 書面開催による

1 議題

職員団体登録事項の変更及び組合事務所の登録変更について・・・P 1～9

2 その他

令和7（2025）年度みよし市公平委員会事業計画について・・・P 10

議題 職員団体登録事項の変更について

みよし市教員組合

- (1) 変更内容 役員の改任及び事務所の変更
- (2) 変更届出日 令和 7 (2025) 年 2 月 1 2 日

<参考；みよし市職員団体の登録に関する条例> (抜粋)

(登録の申請)

第 2 条 職員団体が、公平委員会にその登録を申請する場合には、その代表者を通じて次の各号に掲げる事項または、書類を記載または添付した正副 2 通の申請書を提出しなければならない。

- (1) 理事、代表者その他の役員ならびに法およびこれに基づく条例で定めるところにより職員団体の業務に専従するための休暇を与えられている者の氏名、住所および職名
- (2) すべての事務所の所在地
- (3) 連合体たる職員団体にあつてはその旨
- (4) 法人となろうとする職員団体にあつては、その旨
- (5) 規約または定款の作成、役員の選挙その他これに準ずる重要な行為が、法第 5 3 条第 3 項の規定に従い決定されたことならびにその投票の日および場所を証明する書類
- (6) 登録の申請書を提出する代表者の資格を証明する書類

(登録の通知)

第 3 条 公平委員会は、登録の申請を受けた日から 3 0 日以内に、登録をした旨またはしない旨をその職員団体に通知しなければならない。

(規約もしくは定款等の変更または解散の届出)

第 4 条 職員団体が、規約もしくは定款を変更したとき理事代表者その他の役員を選任し、もしくは改任したときその他登録の申請書に記載した事項に変更を生じたとき、またはその意志に基づいて解散したときは、その理由を生じた日から 1 0 日以内に、公平委員会に書面をもってその旨を届け出なければならない。

2 職員団体が前項の規定により届け出をする場合には、その代表者を通じて、次の各号に掲げる書類を添付した正副 2 通の届出書を提出しなければならない。

- (1) 登録の申請書に記載した事項の変更または解散が法第 5 3 条第 3 項の規定に従い決定されたことならびにその投票の日および場所を証明する書類
- (2) 届出書を提出する代表者の資格を証明する書類

3 第 3 条の規定は、規約または定款の変更の届出の場合に準用する。

1 地方公務員の団結権について

地方公務員は、民間労働者と異なり労働組合法が適用されないため同法に基づく労働組合を組織することができない代わりに、地方公務員法に基づく職員団体を組織できるとされています。

2 職員団体について

職員団体とは、職員がその勤務条件の維持改善を図ることを目的として組織する団体又はその連合体をいうとされています。

また、職員が職員団体を結成するかどうか、職員団体に加入するかどうかについては、自由とされています。

3 職員団体を組織し、公平委員会で登録を受ける目的について

職員団体を組織し、公平委員会で登録を受けると、次の3つの便宜を受けることができます。

- (1) 地方公共団体の当局は、登録を受けた職員団体から適法な交渉の申入れがあった場合は、その申入れに応ずべき地位に立つものとされています。
- (2) 登録を受けた職員団体の役員は、任命権者の許可を受けて職員団体の職務に専ら従事することができます。
- (3) 登録を受けた職員団体は、公平委員会に申し出ることにより、法人格を取得することができます。

<参考；地方公務員法>（抜粋）

（職員団体）

第52条 1～4 略

- 5 警察職員及び消防職員は、職員の勤務条件の維持改善を図ることを目的とし、かつ、地方公共団体の当局と交渉する団体を結成し、又はこれに加入してはならない。

（職員団体の登録）

第53条 1及び2 略

- 3 職員団体が登録される資格を有し、及び引き続き登録されているためには、規約の作成又は変更、役員の選挙その他これらに準ずる重要な行為が、すべての構成員が平等に参加する機会を有する直接且つ秘密の投票による全員の過半数（役員の選挙については、投票者の過半数）によつて決定される旨の手續を定め、且つ、現実には、その手續によりこれらの重要な行為が決定されることを必要とする。但し、連合体である職員団体にあつては、すべての構成員が平等に参加する機会を有する構成団体ごとの直接且つ秘密の投票による投票者の過半数で代議員を選挙し、すべての代議員が平等に参加する機会を有する直接且つ秘密の投票によるその全員の過半数（役員の選挙については、投票者の過半数）によつて決定される旨の手續を定め、且つ、現実には、その手續により決定されることをもつて足りるものとする。
- 4 前項に定めるもののほか、職員団体が登録される資格を有し、及び引き続き登録されているためには、当該職員団体が同一の地方公共団体に属する前条第5項に規定する職員以外の職員のみをもつて組織されていることを必要とする。ただし、同項に規定する職員以外の職員であつた者でその意に反して免職され、若しくは懲戒処分としての免職の処分を受け、当該処分を受けた日の翌日から起算して1年以内のもの又はその期間内に当該処分について法律の定めるところにより審査請求をし、若しくは訴えを提起し、これに対する裁決若しくは裁判が確定するに至らないものを構成員にとどめていること、及び当該職員団体の役員である者を構成員としていることを妨げない。

5以下 略



2025年2月12日

みよし市公平委員会委員長 様

みよし市教員組合

執行委員長 入 江 啓 大



職員団体の役員改任の登録について（依頼）

2025年2月3日（月）に、2025年度みよし市教員組合役員選挙を行い、2025年度の役員が決定しましたので登録をお願いいたします。なお、下記の文書を同封いたします。

記

- ・職員団体役員改任届 2部
- ・役員改任証明書 2部
- ・2025年度みよし市教員組合 役員立候補者
信任投票結果 2部
- ・事務所変更届 2部

職員団体役員改任届

2025年2月12日

みよし市公平委員会委員長 殿

職員団体名 みよし市教員組合
代表者氏名 入江 啓太

役職名	職名	氏名	住所
執行委員長	教諭	入江 啓太	
執行副委員長	教諭	浅居 啓介	
執行副委員長	教諭	岩崎 孝	
書記長	教諭	加藤 大貴	
会計委員	教諭	宮崎 務	
執行委員	教諭	中根 将敏	
執行委員	教諭	藤井 孝昌	
執行委員	教諭	安藤 祐太	
執行委員	教諭	澤田 綾子	
執行委員	教諭	近藤 将	
執行委員	教諭	平迫 亜紀	
監査委員	教諭	綱嶋 知子	

役員改任証明書

1	公 示 日	2025年 1月16日
2	投 票 日	2025年 2月 3日
3	投 票 場 所	各職員の所属する学校
4	組 合 員 総 数	290名
5	出 席 組 合 員 数	256名
6	投 票 方 法	一人一票 直接 無記名
7	立 候 補 者 数	12名
8	投 票 結 果	別紙の通り

本組合の役員は、以上のとおりすべての構成員が平等に参加する機会を有する直接かつ秘密の投票による投票者の過半数により改任されたことを証明する。

2025年 2月3日

証明者氏名

みよし市教員組合選挙管理委員長

前 野 真



2025年度 みよし市教員組合役員立候補者

信 任 投 票 結 果

2025年2月3日

選挙の種類	立候補者氏名	信任	不信任	白 票
執行委員長	入江 啓太	256	0	0
執行副委員長	浅居 啓介	256	0	0
執行副委員長	岩崎 孝	254	2	0
書記長	加藤 大貴	255	0	1
会計委員	宮崎 務	256	0	0
執行委員	中根 将敏	256	0	0
執行委員	藤井 孝昌	256	0	0
執行委員	安藤 祐太	256	0	0
執行委員	澤田 綾子	256	0	0
同上(女性部長)	平迫 亜紀	256	0	0
同上(青年部長)	近藤 将	256	0	0
監査委員	綱嶋 知子	256	0	0

組合員数 290名
(産休 5名/育休 16名/その他 13名 /合計 34名)

投票総数 256名

みよし市教員組合選挙管理委員会
同 委員長

前野 真



事務所変更届

2025年2月12日

みよし市公平委員会委員長 殿

職員団体名 みよし市教員組合

代表者氏名 入江 啓太

本組合の事務所を次のとおり変更しました。

みよし市教員組合事務所

新 みよし市黒笹いずみ三丁目26番地1

みよし市立黒笹小学校

TEL 0561-36-1928

FAX 0561-36-1929

旧 みよし市三好丘桜一丁目1番地1

みよし市立北中学校

TEL 0561-36-4565

FAX 0561-33-0006

(案)

6 み 公 号

令和7(2025)年 月 日

みよし市教員組合

執行委員長 入 江 啓 太 様

みよし市公平委員会

委員長 倉 橋 洋 子

職員団体の役員の改任及び事務所の所在地の変更の登録について（通知）

令和7（2025）年2月12日付けの届出については、本日登録しました。

担 当 事務職員（押領司）

電 話 0561-32-8000（直通）

ファクシミリ 0561-32-2165

電子メール soumu@city.aichi-miyoshi.lg.jp

令和 7（2025）年度みよし市公平委員会事業計画について

年月予定日	事業名	開催場所等
令和 7（2025）年		
4 月 頃	愛知県公平委員会連合会役員会及び総会	高浜市 「未定」
5 月 2 6 日（月）	全国公平委員会連合会東海支部役員会及び総会 全国公平委員会連合会東海支部事務研究会	静岡県富士市 「ホテルグランド富士」
7 月中旬から 8 月下旬	公平委員会開催	みよし市役所
1 0 月 頃	愛知県公平委員会連合会事務研究会	岡崎市 「未定」
令和 8（2026）年		
2 月中旬から 3 月中旬	公平委員会開催	みよし市役所

第5回みよし市公平委員会資料の説明

ページ	内 容
1 ページ	職員団体登録事項の変更についての資料です。 変更内容は「役員の改任登録」及び「代表者変更による事務所の変更登録」、変更届出日は令和7年2月12日となります。 参考に「みよし市職員団体の登録に関する条例」の抜粋を掲載しています。 公平委員会では、既に登録を受けております職員団体から資料4から8ページのような届出が提出された場合におきまして、地方公務員法及びみよし市職員団体の登録に関する条例の規定に基づき、その届出手続と記載内容に問題がなければ、その変更内容を登録し、当該職員団体に通知しなければならないことになっております。
2 ページ	地方公務員の団結権、職員団体、公平委員会への届出の目的についての説明資料です。 地方公務員は、労働組合法が適用されないため、労働組合を組織することができません。その代わりに、地方公務員法に基づき職員団体という団体を組織することができるとされています。 この職員団体とは、2に記載しておりますが、地方公務員法において、職員が勤務条件の維持改善を図ることを目的に組織する団体を言うとしており、職員が職員団体を組織するかどうか、また職員団体に加入するかどうかは、強制ではなく自由とされています。 3に記載しておりますが、職員団体を組織し、公平委員会で登録を受けると、3つの便宜を受けることができるとされています。 1つ目は、地方公共団体の当局は、登録を受けた職員団体から適法な交渉の申入れがあった場合は、その申入れに応ずべき地位に立つものとされていること。

	2つ目は、登録を受けた職員団体の役員は、任命権者の許可を受けて職員団体の職務に専ら従事することができること。 3つ目は、登録を受けた職員団体は、公平委員会に申し出ることにより、法人格を取得することができること。 本市の場合は、2つ目・3つ目は対象がないため、1つ目の市の当局にきちんと交渉の場に立ってもらうために、職員団体を組織し、公平委員会の登録を受け、そして、引き続き、登録を受けるために役員の改任等がある都度、届け出が行われているということとなります。
3 ページ	職員団体における地方公務員法の抜粋の資料です。 役員の改任届につきまして確認をしていただきたい点は、資料3ページの地方公務員法第53条第3項及び第4項の下線部の3点となります。
4 から 8 ページ	みよし市教職員組合から提出された「職員団体役員改任届」、「役員改任証明書」、「信任投票結果」、「事務所変更届」の資料です。 以下が確認事項となります。 1点目としては、役員選挙が、組合の全ての構成員に対し投票に参加する機会が与えられ、それが直接かつ秘密の投票で実施されているかという点、2点目は、当選した役員が、投票者の過半数以上の票を獲得しているかという点になります。3点目としては、職員団体が同一の地方公共団体の職員のみによって組織されているかどうかという点です。 1点目の「役員選挙が、組合の全ての構成員に対し投票に参加する機会が与えられ、それが直接かつ秘密の投票で実施されているかどうか」につきましては、資料6ページの「投票日」や「投票方法」などが記載された、「役員改任証明書」によって、みよし市教員組合選挙管理委員長が証明しています。

	2点目の「当選した役員が、投票者の過半数以上の票を獲得しているかどうか」については、資料7ページのとおり、投票総数256名に対しまして、立候補者それぞれの信任票数が、投票総数の過半数を超えていることがわかります。 3点目の「同一の地方公共団体の職員のみによって組織されているかどうか」についての確認につきましては、事務職員の方で教育委員会に問い合わせ、市内の小中学校に勤務している教員のみによって組織されていることを確認しました。 今回の役員改任に伴い、執行委員長が改任となりました。 みよし市教員組合規約の規定により組合の事務所は、執行委員長の勤務校に置くこととなっておりますので、資料8ページとおりの事務所変更届の提出がありました。 この内容についても、執行委員長の勤務校を教育委員会で確認したところ、黒笹小学校に勤務されていることを確認いたしました。
9ページ	依頼内容について、議決された場合に「公平委員会」から「教員組合」への通知文書資料です。 議決されたらこちらの文書を送付します。
10ページ	その他事項の資料です。 令和7(2025)年度のみよし市公平委員会事業計画について掲載していますので御確認ください。 各団体から正式な案内がありましたら、個別に出欠を確認させていただきます。

以上御確認いただき、令和7(2025)年3月10日(月)までに書面表決書を御提出ください。

別 紙

令和7(2025)年____月____日

みよし市公平委員会

委員長 倉 橋 洋 子 様

氏名 _____

書 面 表 決 書

第5回みよし市公平委員会（書面開催）の議決事項について、下記のとおり表決します。

記

1 議決事項

（1）職員団体登録事項の変更について

賛成 ・ 反対

（2）みよし市教員組合事務所所在地変更における、組合事務所の登録変更について

賛成 ・ 反対

【意 見】（反対の場合のみ、ご意見をご記入ください。）